

# 令和2年著作権法改正に伴う「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の概要について

## 1. 趣旨

本政令は、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年法律第48号。以下、「改正法」という。）の施行に伴い、関係政令の整備及び経過措置を定めるものである。

## 2. 概要

### ①国立大学法人法施行令の一部改正

国立大学法人法施行令第26条第1項第25号では、著作権法の諸手続に係る手数料の納付の免除について規定している著作権法第70条第2項、第78条第5項及び第107条第2項について、国立大学法人等を国とみなして準用することとしており、国と同様に国立大学法人等の手数料の納付が免除されることとなっているが、手数料の納付の免除規定を見直すこととした改正法の趣旨を踏まえて、同号を削除し、国立大学法人等も当該規定による手数料を納付しなければならないこととする。

### ②総合法律支援法施行令の一部改正

総合法律支援法施行令第25条第1項第1号において、著作権法の諸手続に係る手数料の納付の免除について規定している著作権法第70条第2項、第78条第5項及び第107条第2項について、日本司法支援センターを国とみなして準用することとしており、国と同様に日本司法支援センターの手数料の納付が免除されることとなっているが、手数料の納付の免除規定を見直すこととした改正法の趣旨を踏まえてこれらの規定を削除し、日本司法支援センターも当該規定による手数料を納付しなければならないこととする。

### ③経過措置について

改正法において、プログラム登録について国及び独立行政法人の手数料の免除規定を廃止することとしたことを踏まえ、施行日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第75条第1項、第76条第1項、第76条の2第1項及び第77条のプログラム登録の申請並びにプログラム登録に係る第78条第4項の請求に関する手数料について、引き続き納付を不要とする旨の経過措置を置くこととする。

#### ④その他

上記のほか、①と②について施行日前に行われた手続の申請や請求に関する手数料については、引き続き納付を不要とする旨の経過措置を置くとともに、条項ズレなど所要の規定の整備を行う。

### **3. 施行期日**

令和3年1月1日（「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行日と同日）